

【Web 研修会（2022.8.27）質問への回答】

有床診療所協議会 各位

いつもお世話になっております。

先般実施されました研修会において質問のあった兼業副業に関するところで

① 講演会の講師として参加、② 介護認定審査会への出席、③ 検死に行く

等についても労働時間として通算するののかに対し、下記のとおり回答されま

したのでご報告します。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

紀の川クリニック

石黒

●医師が直接依頼されてクリニックの休日に講師として出講した場合

→何処かの事業所に雇用されて講師を行った場合は副業に該当するが、
個人として請け負ったのであれば個人事業主に該当するので
労働時間の通算は必要ない。

●検死に呼ばれていく、〇〇審査委員会等の委員に呼ばれて出席した場合

→個人として依頼を受けていくのであれば労働時間の通算は必要ない。

別の事業主に雇用されて行った業務は労働時間の通算が必要ですが、
個人として依頼を受けて行った業務については個人事業主に該当すると
思うので労働時間の通算は必要ないと思います。

労働時間の通算の考え方は、本業及び副業先のどちら共に雇用されている場合です。

(労働契約を締結している→レジュメスライド34の場合と同じ考え方です。)

クリニックの指示があり、コロナ禍の療養ホテルに診察に行ってもらう場合は

クリニックの時間外労働となると思います。

従いまして、勤務医と前もって話しをしてどちらになるのか共有しておくことが
必要ではないかと思えます。

(※自己研鑽の資料がありましたので、添付します。)

亀井園子